

議案第19号

北本市立こども療育センター設置及び管理条例の一部改正について

北本市立こども療育センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成24年2月20日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市立こども療育センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市立こども療育センター設置及び管理条例（平成19年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する児童デイサービス」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援」に改める。

第3条第1号及び第4条第1号中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に改める。

第7条中「午後4時30分」を「午後5時」に改める。

第8条第1項中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に、「第22条第5項」を「第21条の5の7第9項」に、「障害福祉サービス受給者証」を「通所受給者証」に改め、同条第2項ただし書中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に改める。

議案第19号参考資料

北本市立こども療育センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 心身に障害又は発達の遅れがある児童及び言語に問題がある児童（以下「児童」という。）に対し<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第8項に規定する児童デイサービス</u>を実施するとともに、早期に発達支援を要する児童（以下「早期支援児童」という。）に対し早期からの療育を実施するために、北本市立こども療育センター（以下「療育センター」という。）を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>児童デイサービス事業</u> 通所事業、外来通所事業及び言語通所事業をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(事業)</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 心身に障害又は発達の遅れがある児童及び言語に問題がある児童（以下「児童」という。）に対し<u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2第2項に規定する児童発達支援</u>を実施するとともに、早期に発達支援を要する児童（以下「早期支援児童」という。）に対し早期からの療育を実施するために、北本市立こども療育センター（以下「療育センター」という。）を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>児童発達支援事業</u> 通所事業、外来通所事業及び言語通所事業をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(事業)</p>

第4条 療育センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 児童デイサービス事業に関すること。
- (2)・(3) 略

(利用時間)

第7条 療育センターの利用時間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(利用者の範囲)

第8条 児童デイサービス事業を利用することができる児童は、法第22条第5項の規定により保護者が障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けた児童で、市内に住所を有する満2歳から小学校就学の始期に達するまでの者とする。

2 早期支援事業を利用することができる児童は、市内に住所を有する1歳6か月を超え満3歳に達しない児童で、規則で定める者とする。ただし、児童デイサービス事業を利用している児童を除く。

(利用者の登録)

第9条 児童デイサービス事業又は早期支援事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定める申請書を市長に

第4条 療育センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援事業に関すること。
- (2)・(3) 略

(利用時間)

第7条 療育センターの利用時間は、午前8時45分から午後5時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(利用者の範囲)

第8条 児童発達支援事業を利用することができる児童は、法第21条の5の7第9項の規定により保護者が通所受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けた児童で、市内に住所を有する満2歳から小学校就学の始期に達するまでの者とする。

2 早期支援事業を利用することができる児童は、市内に住所を有する1歳6か月を超え満3歳に達しない児童で、規則で定める者とする。ただし、児童発達支援事業を利用している児童を除く。

(利用者の登録)

第9条 児童発達支援事業又は早期支援事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定める申請書を市長に提出

提出し、児童デイサービス事業又は早期支援事業を利用しようとする児童について必要な事項を登録しなければならない。登録に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項に規定する児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による登録をしてはならない。

(1) 略

(2) 疾病又は負傷のため、医師が児童デイサービス事業又は早期支援事業の利用を困難と認めた者

(3) その他児童デイサービス事業又は早期支援事業を利用させることが不相当と認められる者

3 略

(使用料等)

第11条 受給者証の交付を受けて児童デイサービス事業を利用した児童の保護者は、法第28条第1項第6号に規定する障害福祉サービスに関して、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 法第29条第5項の規定により、北本市が児童の保護者に代わり、法第29条第3項又は第4項で算定された額の介護給付費（以下「給付費」という。）を受領する場合、当該児童の保護者は、使用料から給付費の額を控除して得

し、児童発達支援事業又は早期支援事業を利用しようとする児童について必要な事項を登録しなければならない。登録に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項に規定する児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による登録をしてはならない。

(1) 略

(2) 疾病又は負傷のため、医師が児童発達支援事業又は早期支援事業の利用を困難と認めた者

(3) その他児童発達支援事業又は早期支援事業を利用させることが不相当と認められる者

3 略

(使用料等)

第11条 受給者証の交付を受けて児童発達支援事業を利用した児童の保護者は、法第21条の5の2第1号に規定する障害児通所支援に関して、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 法第21条の5の7第11項の規定により、北本市が児童の保護者に代わり、法第21条の5の3第2項で算定された額の障害児通所給付費（以下「給付費」という。）を受領する場合、当該児童の保護者は、使用料から給付費の

<p>た額を納付しなければならない。</p> <p>3 <u>児童デイサービス事業</u>を利用した児童の保護者は、給食に要する経費について、規則で定める額を納付しなければならない。</p>	<p>額を控除して得た額を納付しなければならない。</p> <p>3 <u>児童発達支援事業</u>を利用した児童の保護者は、給食に要する経費について、規則で定める額を納付しなければならない。</p>
---	--

第9条第1項及び第2項中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に改める。

第11条第1項中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に、「第28条第1項第6号」を「第21条の5の2第1号」に、「障害福祉サービス」を「障害児通所支援」に、「第29条第3項」を「第21条の5の3第2項第1号」に改め、同条第2項中「第29条第5項」を「第21条の5の7第11項」に、「第29条第3項又は第4項」を「第21条の5の3第2項」に、「介護給付費」を「障害児通所給付費」に改め、同条第3項中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第9条第1項の規定により児童デイサービス事業に係る利用者の登録を受けている児童の保護者は、改正後の第9条第1項の規定により児童発達支援事業に係る利用者の登録を受けたものとみなす。